

令和6年度重要無形文化財保持者等公演(沖縄県伝統芸能公演)
企画・広報・運営業務委託に係る企画プロポーザル公募要領

1 委託業務名

令和6年度重要無形文化財保持者等公演(沖縄県伝統芸能公演)企画・広報・運営業務

2 委託業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで(予定)

3 目的

重要無形文化財保持者等公演は、県民に国の重要無形文化財である組踊や琉球舞踊等、伝統芸能の鑑賞機会を広く提供することを目的に、沖縄県芸術文化祭の舞台部門として実施している。

本事業を適正かつ円滑に実施するため、当該事業に関する業務委託(企画・広報・および出演者の調整等を含めた運営業務)についての提案を募集し、「プロポーザル方式(企画提案方式)」により総合的な評価に基づき、受託業者を選定する。

4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 沖縄県内に住所または活動の本拠地を有すること。(法人格は必ずしも必要ではない。)但し、個人の応募は不可とする。
- (2) 規約を有し、かつ代表者が明らかであること。
- (3) 会計処理が明確であること。
- (4) 地方自治法施行例第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者、かつ暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

5 提案内容の要件

別添「企画提案仕様書」のとおり

6 応募方法

(1) 企画提案書の提出

本企画プロポーザルに参加する者は、7に定める書類一式を持参または郵送、電子メールのいずれかにより提出すること。

なお、郵送の場合は提出期限内に收受された企画提案書を受理したものとみなすこととする。

ア 提出締切：令和6年5月10日(金)午後5時 ※厳守

イ 提出先：(公財)沖縄県文化振興会 文化芸術推進課

那覇市宇小緑 1831-1 沖縄産業支援センター 6階 605号室

ウ 提出書類：7に定める書類一式を提出すること。

(2) 応募に係る質問

企画提案仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書(様式②)を記入し、電子メールにより提出すること。質問に対する回答は、随時振興会ホームページに掲載し、回答は令和6年5月2日(木)午後3時以降とする。

ア 質問書の提出先：沖縄県文化振興会文化芸術推進課 担当：波平、石嶺

電子メールアドレス：kariyushi@okicul-pr.jp

イ 質問締切：令和6年4月26日(金)正午 ※厳守

ウ 質問最終回答：令和6年5月2日(木)午後3時以降

7 提出書類及び必要部数等

- (1) 企画プロポーザル参加申込書(様式①)…………… 1部
- (2) 企画提案申請書(様式③)…………… 1部
- (3) 企画提案書(様式任意、A4版左綴り(両面印刷可))…………… 5部
- (4) 積算書(様式④)※様式任意可…………… 5部
- (5) 企業・団体概要(様式任意、A4版左綴り(両面印刷可))…………… 5部
- (6) 協定書(様式任意)※協同企業体の場合のみ提出…………… 5部

8 企画提案書の審査

(1) 第一次審査

振興会において書面審査を行ったうえで、第二次審査の対象となる企画提案を選定する。選定された業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を通知し、選定されなかった業者に対しては、結果のみを通知する。

なお、通知は、電子メール及び書面で行う。

(2) 第二次審査(プレゼンテーション審査)

審査委員会において、企画提案書の内容、経費等についてプレゼンテーション審査を行ったうえで、最も優れた企画提案者を受託業者として選定する。

なお、結果は、選定の内容を問わず電子メール及び書面にて通知する。

※第二次審査における留意事項は、以下のとおりとする。

ア 審査会場への入場者は3名以内とする。

イ プレゼンテーションにおける各者の説明及び質疑応答の持ち時間は、各20分とする。

(内訳：10分…説明 10分…質疑応答)

ウ 企画提案の説明者は、1人とする。また、業務委託契約を締結した場合、当該説明者は本業務の担当者とすること。(原則として、企画提案の説明者と業務委託契約後における本業務の担当者を同一者とすること。)

なお、共同企業体が応募者の場合、当該説明者以外の者が、部分的かつ補助的に説明を行うことを可とする。

エ 第二次審査においては、提出した企画提案書について説明することとし、資料の追加は認めない。(説明用パソコンや映写用プロジェクターは振興会が準備するため、企画提案者に

よる機器の持ち込みは原則不可。持ち込みを行う必要がある場合は、事前に振興会と調整すること。提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーション審査を行う。

9 二次審査(プレゼンテーション審査)の評価基準(60点満点)

(1) 公演実施に係る業務の具体性

- ・本事業の目的に沿った出演者及び演目の選定がなされているか。(5点×2)
- ・演目等を含め公演内容に集客性はあるか。(5点)
- ・公演実施にかかるスケジュールは効率的で具体的に計画されているか。(5点)
- ・公演実施にあたり、過去に伝統芸能関連の公演の企画・広報・運営の実績があるか。(5点)
- ・本委託業務に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとられているか。(5点)
- ・公演実施にあたり出演者及び関係者の安全に留意しているか。(5点)

(2) 広報業務について

- ・公演の周知及び集客を図るための広報計画がたてられているか。(10点)

(3) 経費について

- ・適正な積算となっているか。(15点)

10 公募スケジュール(予定)

- (1) 公募開始 4月22日(月)
- (2) 質問締切(随時回答) 4月26日(金) 正午(厳守)
- (3) 質問回答(質問一覧及び回答) 5月2日(木) 午後3時以降
- (4) 公募締切 5月10日(金) 午後5時(厳守)
- (5) 第一次審査(書類審査) 5月10日(金)
- (6) 第一次審査結果通知 5月13日(月)
- (7) 第二次審査(プレゼンテーション審査) 5月20日～24日のいずれか1日
- (8) 第二次審査結果通知(委託予定業者通知) 5月27日(月)
- (9) 契約締結 6月中旬

11 その他

- (1) 企画プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画書等は、原則として返却しない。
- (3) 審査内容や審査経過については、質問及び異議申し立ては受け付けない。
- (4) 採択された企画案については、採用後の調整で変更することがある。
- (5) 本業務に関する制作物の著作権については、振興会に帰属する。
- (6) 検討すべき事項が生じた場合は、振興会と委託予定業者とで別途協議する。
- (7) 企画提案書、見積書の宛名は「(公財)沖縄県文化振興会 理事長」あてとすること。

12 提出先及び問い合わせ先(事務局)

(公財)沖縄県文化振興会 文化芸術推進課 波平・石嶺

住所： 那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター 6階 605号室

電話： 098-987-0926 FAX： 098-987-0928 Mail： kariyushi@okicul-pr.jp